

**『(仮称) 会津若松市自治基本条例』草案』についての市民との意見交換会
出された主な意見等 (第 14 回町北・高野地区)**

□日 時：平成 27 年 9 月 8 日 (火) 18:30~20:05

□会 場：北公民館 1 階会議室

□参加市民：8 名

□市民会議側参加者 (事務局含む)：6 名

□意見交換 (主な意見等/以下の⇒箇所：市民会議委員の回答)

- ・ 区長が意見を集約できていない場合、個人で要望等により対応せざるを得ない。ただ個人の力は弱く、行政での対応の優先順位は低くなる。

- ・ 地区内で町民の意見をまとめてうまくやっている。条例により「市民の意見を言い易く」するとのことだが、個人がそうした権利を持ちすぎると権利ばかり主張し收拾がつかなくなる懸念がある。義務もしっかり盛り込むべき。
⇒草案中の「市民の権利・役割・責任」の箇所に、そうならないようどういったことを盛り込む必要があるのか市民会議で議論したい。

- ・ 条例により区長会に変わる新たな団体をつくらうとしているのか？
⇒何か新しい団体をつくるといったものではなく、まずは自分達でできることは自分達でやるという「意識」を高め広げようとするもの。敢えて言えば都市内分権の受け皿を考えていく必要があると思うが、箱だけつくっても機能しない。

- ・ 例えば、地区にはゴミステーションが 1 箇所しかなく、高齢者はそこまで遠くへ行けない。その対応として複数設置すると今度はその管理をする者を確保できず管理に支障がでる。こうした場合には行政に何らかの対応をお願いするしかない。
⇒今後人口減少により税収が減り、行政サービスはどう考えても縮小となる。サービスの縮小分は自助・共助で対応せざるを得ない。草案でも協働やコミュニティについて言及しており、個人での対応が難しい場合、専門分野を持つ NPO 等の担い手の力を入れていくといったやり方もある。

- ・ 市民が自発的にまちづくりに参加するようになるには、市民の意見を吸い上げる仕組みが必要。本来、その機能が議員に求められている。
⇒現行でもパブリックコメントや市長への手紙等の仕組みがあるが、条例はそうした仕組みを裏打ちするもの。

- ・ 地域に議員がいないところもある。そうした場合、誰に要望すればいいのか。要望の受け皿が必要。
⇒草案中でも示しているが、例えば都市内分権を進め、地元住民の発意により受け皿をつくっていくことも考えらえる。

- ・ この条例の性質は、具体的な課題の解決に結びつくといったことよりは、理念をまとめたものとしての側面が強い。

- ・ 議員と一緒に行政に要望しても、対応してもらえないこともある。
⇒ 条例には個人から意見を発信しやすくしたり、しっかりとした対応をするよう促す（条例により制度を裏打ちする）側面もある。
- ・ 草案に書いてあることは、いい意味で当たり前のこと。ただ皆が普段意識しているかどうか。条例により意識させ、また同じ土俵に立たせるといった意味合いか。
- ・ 自分達でできることは自分達ですとした場合、市民の負担の増加にならないよう、行政がどこまでやるのか、役割分担を明確にする必要がある。
- ・ 区長は町民と行政の板挟みにあって大変。この辺をサポートする内容であってほしい。
- ・ 全国で 300 超の自治体で制定されているようだが、おそらく似たような内容となっており、本市の独自性を表せていないのではないか？
⇒ 様々な議論を経て作成した草案が結果的に他自治体と類似したものとなった側面もあるが、本市の独自性として、人材育成の重要性や地域資源の継承・活用といった視点を入れている。
- ・ 条例により町北・高野・神指・河東がタッグを組んで物事に臨めるようになればいいのだが。
- ・ 仮に条例で何を書いても、個人の意見では実現に結びつかないのでは。
⇒ 普段の生活で不便を感じた市民が、条例を根拠に意見を言い易くするもの。
- ・ 条例に次代を担う子供達を大事にする、育てる視点が必要。（教育・福祉の視点）

以上